

米国におけるスクールソーシャルワーカーの養成・ 配置システムに関する検討

A Study of the Preparation and Assignment System for School Social Workers in the United States

濱口 輝士
Hamaguchi Koshi

概要：本稿の目的は、米国におけるスクールソーシャルワーカーの養成課程、雇用の際の資格要件、および学区における配置システムを整理・検討することを通じて、米国の学校におけるSSWの活用に関する基礎的な枠組みを明らかにすることである。特に、カリフォルニア州におけるSSWの養成・配置システムの基本枠組みを明らかにする。日本においては、心理や福祉等の「専門スタッフ」を学校組織の中に位置付け、教員との連携・分担を進める「チームとしての学校」が提起され、学校における多職種協働の実現が目指されている。他国のシステムを日本の学校組織にそのまま適用することはできないことに留意しつつ、多職種協働を巡る日米比較研究の一部として、スクールソーシャルワーカーの養成・配置プロセスを整理する。

Abstract: The purpose of this paper is to develop some implications for interprofessional collaboration among personnel with different specialties in schools through a review of preparation programs for school social workers, qualification requirements for employment, and the system of assignments in school districts in the United States. In particular, this paper clarifies the basic framework of the preparation and assignment system for SSWs in California. In Japan, under the "school as a team" policy, profession such as psychologists and social workers are assigned within schools and interprofessional collaboration in schools is currently at issue. While the systems of U.S. cannot be directly applied to Japanese school, I analyze the system of preparation and assignment for school social workers as part of a Japan-U.S. comparative study of interprofessional collaboration.

キーワード：チームとしての学校、スクールソーシャルワーカー、多職種協働

Key words： School as a Team School Social Worker Interprofessional Collaboration

はじめに

本稿の目的は、米国におけるスクールソーシャルワーカー（以下、SSWと表記する）の養成課程、雇用の際の資格要件、および学区における配置システムを整理・検討することを通じて、米国の学校におけるSSWの活用に関する基礎的な枠組みを明らかにすることである。

日本の学校組織体制を巡る改革の1つとして、「チームとしての学校」が挙げられる。2015年12月の中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」では、心理や福祉等の「専門スタッフ」を学校組織の中に位置付け、教員との連携・分担を進める

「専門性に基づくチーム体制」の構築を提起した。これらの専門スタッフについては、2017年の学校教育法施行規則一部改正により、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー（以下、SSWと表記）が、2021年の改正により「医療的ケア看護職員」、「情報通信技術支援員」等の専門職が、法令上も規定されることとなった。

「チームとしての学校」の下では、教職員と新しく導入された専門スタッフによる連携・分担、あるいはそのためのマネジメントが必要となる。こうした施策には、従来教員では十分な専門性をもって対処できなかった生徒指導課題のより良い解決という側面と、連携・分担に

よる教員の業務改善・働き方改革という側面がある。いずれにせよ、「チームとしての学校」を推し進めていくにあたっては、教員とスクールカウンセラーやSSW等の専門性が異なるスタッフによる「多職種協働」が志向される。

先行研究では、「チームとしての学校」の提起を受けて、特にSSWの学校への配置に関する事例研究が進められてきた。例えば、日本教育経営学会研究推進委員会(2015-2018)による課題研究では、「教育の専門性」という観点から、学校におけるSSWの活用や制度状況についての事例研究が行われた¹⁾。ここでは、先進的にSSWを導入している自治体の事例を基に、SSWの資格や配置、各自治体の業務の特徴とともに、教育と福祉の連携の困難が指摘されている。しかし、「チームとしての学校」において、教育と福祉という異なる専門性を有するスタッフによる多職種協働の実態や課題・障壁については、教育領域においては導入されて間もないこともあり、未だ十分な蓄積があるとは言えない。また、ソーシャルワーク研究の領域からも、スクールソーシャルワーカーの配置に多くの学校が困惑し、有効活用しきれていないという課題が指摘されている²⁾。

以上のことから、他国のシステムを日本の学校組織にそのまま適用することはできないことに留意しつつ、米国におけるSSWの養成・配置システムの整理・検討を行う。米国においては、教員とスクールソーシャルワーカーの役割が明確に規定され、円滑な協働が可能であると言われており³⁾、日本の学校における多職種協働の実現にも示唆を得ることができると考えられる。そこで、米国におけるスクールソーシャルワーカーの養成及び配置システムを分析し、学校における多職種協働の問題を巡る日米比較を進めるための基礎的な作業として位置づけることとする。

本稿では、米国におけるSSW養成の概要を整理したうえで、カリフォルニア州におけるSSWの養成・採用・配置についてみていく。本稿の構成は以下の通りである。1では、米国全体のソーシャルワーカー養成課程のスタンダードや目標について整理する。これを踏まえて、2では、SSWカリフォルニア州におけるSSWを含む「生徒支援系職員」の資格要件について整理する。3では、学区レベルのSSWの配置システムの例として、サンフランシスコ統合学区、ロサンゼルス統合学区のシステムを整理する。以上を基に、米国、特にカリフォルニア州におけるSSWの養成・配置システムの基本枠組みを明らかにする。

1. 米国におけるソーシャルワーカー養成と州の資格要件

(1) 米国におけるソーシャルワーカー養成課程の概要

米国のソーシャルワーカー養成は、「ソーシャルワーカー教育評議会(Council on Social Work Education, 以下「CSWE」と表記)」が策定したスタンダードに基づく課程認定を受けた養成課程において行われる。養成課程は、ジェネラリストプログラムとしての学部レベルの課程(A bachelor's degree in social work: BSW)と、スペシャリストプログラムとしての大学院レベルの課程(A master's degree in social work: MSW)に区分される。一般的に「ソーシャルワーク専門職」とされるのは修士課程修了以上であり、学士課程修了者は準専門職と位置づけられる。

BSWプログラムでは、一般的なソーシャルワークの知識・技能に加え、社会の多様性、人間の行動、社会福祉政策、ソーシャルワーク倫理等の授業が行われる。また、学生はスーパービジョンを受けながら、基礎実習としてのフィールドワークを行う。実習時間は大学によって異なるが、多くの大学では560時間程度の実習が必要となる。MSWプログラムは、学生が専門分野を選択し、ジェネラリストプログラムの上に積み上げる形で実施される。大学院レベルの課程では、一般的に2年間で1100時間から1200時間程度の実習が行われる。ここでは、臨床を重視したケースマネジメント技術を学ぶことにより、受講者がソーシャルワーカーとしてセラピーやカウンセリングを提供することができるようになるプログラム構成となっている⁴⁾。

(2) CSWEの課程認定スタンダード

CSWEは、高等教育機関におけるソーシャルワーカーの課程認定の基準として、BSWプログラム・MSWプログラムに関する「教育方針および認可基準」(Educational Policy and Accreditation Standards, 以下「EPAS」と表記)を定めている。EPASは、2001年に初版(EPAS2001)が発表され、その後7年ごとにEPAS 2008, EPAS 2015と改訂が行われており、最新版は2022年版である。このうち、EPAS 2008においては、「力量基盤教育(Competency-based education)」の考え方が提起され⁵⁾、EPAS 2022においても引き継がれている。

EPASは、①ソーシャルワーカーに求められる9つのコンピテンシーと、それらを身に着けるための②養成課程の方針・カリキュラムの基準を定めている。

①ソーシャルワークの9つのコンピテンシー

EPAS 2015はソーシャルワーク養成教育において獲得すべき「ソーシャルワークの9つのコンピテンシー」を提示した。ソーシャルワークのコンピテンシーは、「人間と地域社会の福祉を促進するために、目的的、意図的、専門的方法を用いて実践するためにソーシャルワークの知識、価値、技術を統合し適用する能力」とされ、このコンピテンシーを身に着けさせるために養成教育における基準が設定されている⁶⁾。EPAS 2022でも、9つのコンピテンシーは若干記述の修正があるものの、基本的な枠

組みは2015年版と同様である。

②養成課程の方針と基準

各養成校においては、CSWEの認定を受けるために、上記の9つのコンピテンシーに対応した養成課程を整備する必要がある。EPAS 2022は、①プログラム方針 (EPAS 1.0)、②反人種差別、多様性、公平性、包括性 (EPAS 2.0)、③顕在的カリキュラム (EPAS 3.0)、④潜在的カリキュラム (EPAS 4.0)、⑤評価 (EPAS 5.0) の5つの要素から構成され、それぞれの項目につき養成の方針と認定基準が定められている。

養成校が認定を受けるためには、各校の養成課程におけるミッションステートメントや近年の重点である「反人種差別、多様性、公平性、包括性」への対応の他、スクールソーシャルワーカーとしての実践に必要とされる知識・技術、ソーシャルワークの目標や価値について扱うこと、そして学生に対する評価の適切性が担保されていることが要件となる。また、養成課程における科目や実習課程の規定に加えて、「潜在的カリキュラム (implicit curriculum)」として、養成校における学生へのサポートや学生による養成校・部局の意思決定への参加等、養成校による学校環境の整備が規定されている。

日本の社会福祉士や精神保健福祉士の養成課程と比較して顕著なのは、実習時間である。EPASでは、学士課程では400時間以上、修士課程では900時間以上の実習を行うことが定められている。修士課程における実習時間は、米国内の一般労働者の年間平均労働時間1,766時間 (2015年)の半分以上 (実際には2年間に分けて実習を行うため4分の1から3分の1)にあたる。実習は、一般的に学期中の平日を使って1年間 (2学期分) から2年間 (4学期分)にわたって行われる⁷⁾。また、実習にあたっては、必要な学位と実務経験を持つスーパーバイザーが、実習生に対する指導助言を行う。

以上のスタンダードを満たした養成課程を修了することで、学生はソーシャルワークの学位を得、ソーシャルワーカーとして実践を行うための専門性を身に着ける。これを基に各州の群や学区、教育機関に雇用されることで、SSWとして実践を行うことになる。最終的に州や学区等に雇用される際の要件や手続きは、州ごとの制度による。

(3) 各州におけるスクールソーシャルワーカーの資格要件

米国では、日本の社会福祉士国家試験のような試験制度はなく、各州のSSWに必要な資格要件を満たしたうえで州のソーシャルワーカーに認定される。一般的には、

表1：ソーシャルワークの9つのコンピテンシー

コンピテンシー	身に着けさせる能力
1. 倫理的・専門職的行動	<ul style="list-style-type: none"> 専門職としての職業観や倫理基準、および関連する政策・法令に関する理解 専門職としての自覚を持った行動とコミュニケーション 通信技術の倫理的・適切な利用 スーパービジョンとコンサルテーションの利用
2. 人権と社会的・人種的・経済的・環境的正義の推進	<ul style="list-style-type: none"> 個人・家族・集団・組織・コミュニティにおける人権擁護 社会的・人種的・経済的・環境的正義を促進するための人権擁護のための活動
3. 反人種差別、多様性、公平性、包括性の実践	<ul style="list-style-type: none"> 個人・家族・グループ・組織・コミュニティ・研究・政策のレベルにおける反人種差別的・反抑圧的なソーシャルワーク 省察により偏見、権力、特権、価値観の影響に対処するための意識
4. 実践に基づく研究と研究に基づく実践	<ul style="list-style-type: none"> 実践・政策・プログラムの改善のための研究的知見の活用 量的・質的調査における、倫理的・文化的・反人種主義的・反抑圧的な、固有のバイアスに対処する
5. 政策への関与	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉政策による社会サービスの提供とアクセスへの影響を評価するために、社会正義や反人種差別的・反抑圧的分析視角を用いる 人権と社会的、人種的、経済的、および環境的正義を促進する政策の分析・考案・提唱
6. 個人、家族、グループ、組織、コミュニティへの関与	<ul style="list-style-type: none"> 人間の行動理論を踏まえ、他の専門職との協働により、クライアントや関係者に関与する 共感、内省、対人関係のスキルを用いて、クライアントや構成員との文化に配慮した実践を行う
7. 個人、家族、グループ、組織、コミュニティのアセスメント	<ul style="list-style-type: none"> 人間の行動理論を踏まえ、他の専門職との協働により、クライアントや関係者にアセスメントを実施する クライアントの自己決定を尊重し、クライアントや関係者と協働して、相互に合意した計画を立案する
8. 個人、家族、グループ、組織、コミュニティへの介入	<ul style="list-style-type: none"> 文化に対応したエビデンスに基づく介入を選択・実施するために、クライアントおよび構成員に関与する クライアントや有権者に代わって交渉、調停、擁護するために、文化に対応した方法を取り入れる
9. 個人、家族、グループ、組織、コミュニティの実践の評価	<ul style="list-style-type: none"> 文化に対応した方法を選択し、使用する 個人、家族、集団、組織、コミュニティへの実践効果を高めるために、成果を批判的に分析・評価する

出典：CSWE, Educational Policy and Accreditation Standards for Baccalaureate and Master's Social Work Programs, p.8-13 (2022). に基づき筆者作成

BSW または MSW 取得，認定ソーシャルワーカーによるスーパーバイズ，州が行う試験への合格等が必要になる。また，認定を受けた後も，ライセンスを更新するための継続教育を受けることが求められる。

ただし，最終的な資格要件の詳細については州あるいは学区の権限により設定されるため，そのあり様は地域により多様である。特定の学位や養成課程の修了を要件としない州もあれば，MSW の保持やスクールソーシャルワーカー専門のプログラムを修了していることを求めている州もある。また，資格を取得したうえでスクールソーシャルワーカーとしての研修を受けることが必要になる場合もある⁸⁾。

近年では，SSW に対してより高い資格要件を設定する州・特別区が，数の上では増えている。Brandon Mitchell らの整理によれば，2009年時点では，SSW の要件としてMSW の取得を定めていた州・特別区は20(39%)であったが，2020年には32 (62%) に増加した。さらに，SSW として採用されるために，教育領域での科目・コースの受講や実習が必要とされる場合もある⁹⁾。また，実習・インターンシップが要件となっている州・特別区が32に増えているが，教育機関での実習を含むことが要件になっているのは10の州・特別区のみである⁹⁾。

表2：州・自治区レベルのSSWの資格要件の変化

	2009年	2020年
要件無し	18	15
学位		
・学士	11	4
・修士	20	32
教育関連の専門科目・コース		
・追加科目の受講	18	5
・専門コース/資格取得	該当なし	13
・実習/インターンシップ	24	32
・試験への合格	11	23

出典：Brandon Mitchell, Andy Frey, Michael S Kelly, "Certification and Professional Preparation of School Social Workers, School Psychologists, and School Counselors," *Children & Schools*, Volume 43, Issue 3, p.169 (2021) より筆者作成。

2. カリフォルニア州におけるスクールソーシャルワーカー養成システム

(1) カリフォルニア州の「生徒支援系職員」の概要と資格要件

カリフォルニア州では「カリフォルニア州教育職員資格認定委員会 (Commission on Teacher Credentialing, 以下「CTC」と表記する)」が，教育関係職員の資格要件や養成課程のスタンダードの策定，養成機関の認証を管轄している。資格は大別すると教員資格 (Teaching

図1：カリフォルニア州の教育関係職員の資格

教員資格	管理・生徒支援関連資格	
<ul style="list-style-type: none"> ・普通教育 ・特別支援教育 ・特定領域 (キャリア教育・成人教育等) ・その他 	学校管理 Administrative Services	生徒支援 Pupil Personnel Services
	学校管理職 (校長, 副校長等), 学区・群の教育行政スタッフ	スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカー, スクールサイコロジスト, 児童生徒の出席管理
	特別支援 Speech Services	その他
	言語聴覚士, 臨床・リハビリテーションスタッフ (視覚・聴覚障害を持つ児童生徒の学校適応)	学校看護師 学校図書館司書

出典：Teaching Credentials Requirements (<https://www.ctc.ca.gov/credentials/req-teaching>, 9月30日閲覧), Services Credential Requirements (<https://www.ctc.ca.gov/credentials/req-services>, 9月30日閲覧) を基に筆者作成。なお，図の作成・訳出にあたって，小松明希子，橋本明彦「アメリカ合衆国の公立学校における教育補助スタッフの配置状況」『Co-teaching スタッフや外部人材を生かした学校組織開発と教職員組織の在り方に関する総合的研究 (外国研究班) 最終報告書』，国立教育政策研究所，11頁 (2013年) を参照した。

Credential) と管理・生徒支援関連資格 (Service Credential) の2つの系統がある (図1)。また、これらの資格を必要とする職員以外にも、教育補助スタッフ、事務スタッフ、その他のスタッフ (バスの運転手、食堂職員等) が存在する¹⁰⁾。

「生徒支援系職員 (Pupil Personnel Services)」として位置づけられているのは、SSW の他、スクールカウンセラー、スクールサイコロジスト、児童生徒の出欠管理を行う福祉職員である。それぞれの職の業務は以下の通りである。SSW は、生徒に対する福祉サービスに関する業務に従事し、家庭・学校・コミュニティへのアセスメントやカウンセリング、ケース管理、福祉的介入を行う。その他、スクールカウンセラーは、児童生徒の学校生活全般の相談、進路やキャリアに関する相談や指導・助言を行う。スクールサイコロジストは、児童生徒の心理・発達面におけるアセスメントと援助プログラムの策定を行うとともに、児童生徒個人や集団、家庭に対して心理的なカウンセリングを行う。

(2) 州の養成スタンダードとスクールソーシャルワーカーに期待される能力

CTC が定めるカリフォルニア州の SSW の基礎的な要件は以下の通りである (California Code of Regulations, § 80049-80049.1)。

- ・ 学士号以上の学位
- ・ 学部教育終了後、学齢期の子供を対象とする施設での実習を含むスクールソーシャルワークの専門プログラム (“post baccalaureate degree study”) において、45単位以上の単位を取得すること
- ・ CTC の承認を受けた大学・高等教育機関の推薦
- ・ 基礎学力試験 (California Basic Education Skills Test) の合格
- ・ 犯罪歴がないことの証明 (指紋採取・証明書の提出)

また、CTC が定める養成課程のスタンダードは以下の通りである。

表3：CTC が定める養成課程のスタンダード

①プログラムの設計、理論的根拠、組織、および背景
カリフォルニア公立学校制度の法律、方針、手順、および独自のサービス環境の理解に関連するスキルを開発および実践する機会を提供する。養成課程には、各養成機関のソーシャルワークプログラムの使命と目標に従い、専門職の目的・専門職の価値に基づいた科目と実習が組み込まれている。

②スクールソーシャルワークに必要な能力の習得

「養成課程において修得することが期待される能力 (School Social Work Performance Expectations, 以下 SSWPEs と表記する。内容は後述)」として、スクールソーシャルワーカーを目指すものに期待される一連の専門知識、スキル、および能力を策定する。養成課程において受講する科目や実習においては、この期待される能力に対応した学習機会を提供する。

③資格要件を満たすための監督・支援・評価

教員、プログラムのスーパーバイザー、学区のスーパーバイザーは、SSWPEs の習得に向けて学生を監督・支援する。養成課程では、エビデンスに基づく評価を行い、スクールソーシャルワーカーとしての役割を果たすために必要な知識、技術、資質、能力を身に付けられるよう支援する。

④実習

養成課程では、公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、オルタナティブスクール等において最低450時間の実習を含め、計1000時間以上の実習を行う必要がある。学生は複数の学校段階で実習を行う必要があり、時間の配分は学生、現場のスーパーバイザー、大学のスーパーバイザーと協議の上決定する。実習を提供する要件として、a. 教員は学生の進捗状況を評価し、必要に応じた支援を行うために、学生や現場のスーパーバイザーと学期中少なくとも2回の情報共有を行うこと、b. スーパーバイザーや指導者にも継続教育が行われ、スーパーバイザーや指導者は実習の内容・計画、学生への評価に対して責任を負うこと、が定められている。なお、スーパーバイザーは、スクールソーシャルワークに必要な資格や MSW、および MSW 取得後2年以上の実務経験を持つこととされる。学生は、このスーパーバイザーにより週に最低1時間のスーパーバイズを受ける。

⑤学生の評価

SSW 資格者としての推薦に先立ち、養成プログラムの担当者により、学生が必要な能力を身に付けており、州の SSW 資格要件を満たしていることが判定される。判定は、学区のスーパーバイザー、施設のスーパーバイザーのそれぞれ少なくとも1人ずつが検証する。

(出典：Commission on Teacher Credentialing, Pupil Personnel Services: School Social Work Preconditions, Program Standards, and Performance Expectations, p.4-6 (2020). に基づき筆者作成)

上記のスタンダードを満たした上で、カリフォルニア州の SSW 養成課程では「養成課程において修得することが期待される能力 (School Social Work Performance Expectations: SSWPEs)」として10の項目を挙げている。内容的には EPAS 2022における9つのコンピテンシーとほぼ同様 (表1) であるため、以下では項目のみ紹介する¹¹⁾。

1. 倫理的・専門職的行動
2. 多様性を踏まえた実践
3. 社会正義と公正
4. 実践に基づく研究と研究に基づく実践
5. 政策への関与
6. 個人、家族、グループ、組織、コミュニティへの関与
7. 個人、家族、グループ、組織

コミュニティのアセスメント／8. 個人、家族、グループ、組織、コミュニティへの介入／9. 個人、家族、グループ、組織、コミュニティに対する実践の評価／10. 児童生徒の発達と心理の理論を踏まえた実践

なお、上記はカリフォルニア州内の養成課程におけるスタンダードであり、カリフォルニア州外で養成を受けた、または州外での実務経験がある場合については、別に法定されている。

3. カリフォルニア州におけるSSWの採用・配置システム

SSWの採用・配置は、学区や学校の予算計画・教員係数に応じて行われる。カリフォルニア州では、学区ごとの教育の管理・運営計画・予算計画として「地方管理・アカウンタビリティ計画（Local Control and Accountability Plan）」を策定する（California Education Code (EDC) § 52060 (a)）。この予算計画を基に、学区は、学校規模に応じた係数を算出し、基本的な教職員配置を決定する。また、学校は、自校の児童生徒の個別的なニーズに応じて配置を組み替えるとともに、特定の補助金プログラムへの申請を行うことで生徒支援系スタッフの雇用を行うことができる。このように、各学区は州の要件を前提として、それぞれ独自に教育関係職員の配置や雇用条件を定めている。

(1) サンフランシスコ統合学区

サンフランシスコ統合学区（San Francisco Unified School District, 以下SFUSDと表記）では、基本的に2において整理したカリフォルニア州の教育関係職員の資格の区分に基づいた職員配置が行われている。SFUSDにおける教育関係職員は以下のように整理できる。

- ・学校管理職員：校長、副校長
- ・教育職員：教員、教員助手、キャリア教育職員、特別支援教育職員
- ・事務系職員：事務職員、保守・安全管理職員、フードサービス職員、設備管理職員
- ・生徒支援系職員：ガイダンスカウンセラー、学校心理士、スクールソーシャルワーカー、児童生徒出席管理職員、学校看護師、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士

SFUSD管轄の学校は、各校が自校のニーズを分析し、

必要な生徒支援系職員を学校の経営判断で雇用するための予算計画を策定する。SSWの資格要件としては、カリフォルニア州の「生徒支援系職員（Pupil Personnel Services）」の基礎資格と、MSWを保有していることを定めている。そのほか、ケース管理、生徒支援におけるコーディネート、学校内のチームとしての支援において実績を有することが要請される¹²⁾。配置にあたっては、SSWの年間勤務日数の基準を184日とし、各校の経営判断により、勤務日を半数程度としたり、あるいは2人以上雇用したりと、人員配置を決定していく。

(2) ロサンゼルス統合学区

ロサンゼルス統合学区（Los Angeles Unified School District, 以下LAUSDと表記）でも、学校ごとに必要な人員配置・予算計画を策定する。LAUSDにおける主な職員の種別は以下の通りである。

- ・学校管理職員：校長、副校長
- ・教育職員：教員、教員助手、キャリア教育職員、特別支援教育職員、図書館職員
- ・事務系職員：事務職員、保守・安全管理職員、フードサービス職員
- ・生徒支援系職員：作業療法士、理学療法士、精神保健福祉士（Psychiatric Social Worker）、生徒サービス&出席カウンセラー、スクールカウンセラー、学校看護師、言語聴覚士

LAUSDにおいても、それぞれの学校が自校のニーズを分析し、必要な生徒支援系職員を学校の経営判断で配置する。生徒支援系職員の内、スクールソーシャルワーカーに該当するのは「精神保健福祉士（Psychiatric Social Worker, 以下PSWと表記）」である。学校は、予算状況・計画に応じて、1週間の内0.5日から5日フルタイムまでの雇用を選択できる。

PSWは、学校の管理者およびスタッフと協力して、学校の精神衛生上のニーズを評価し、学区や学校の計画に基づく支援を実施する。雇用はLAUSDにより行われ、州の「生徒支援系職員」の基礎資格とMSWを有することが要件である。PSWの主な業務は以下の通りである¹³⁾。SFUSDにおけるSSWの業務と比較すると、メンタルヘルス面での支援・介入が重視されている。

- ・児童生徒が抱える困難やニーズのアセスメント
- ・スクリーニングと心的外傷や感情面、学校環境に関する分析により、適切なサービスにつなげる。

- ・教室での介入活動の実施
- ・学校環境の改善に向けた学校組織への働きかけ
- ・メンタルヘルス／自殺予防と介入／自傷行為への対応／リスクマネジメント／個人の安全と児童虐待の防止の各項目に関する，児童生徒，家庭，学校の職員へのトレーニング
- ・学校のチームに対するメンタルヘルスの視点の導入

おわりに

以上本稿では，米国，特にカリフォルニア州におけるSSWの養成課程と資格要件，雇用・配置システムについてみてきた。本稿で確認してきたように，米国のソーシャルワーカー養成課程では，CSWEが策定したスタンダードに基づいたソーシャルワーカー養成が行われている。養成レベルは学部レベル・大学院レベルに区分されるが，一般的に「ソーシャルワーク専門職」とされるのは修士課程修了以上である。しかし最終的な資格要件の詳細については州あるいは学区の権限により設定されるため，地域により様々なレベルのSSWの採用・活用が行われている。さらに，州や養成校によっては，一般的なソーシャルワーカーの資格に関する科目に加えて，SSWの養成を重視した教育領域の科目を含んだ養成プログラムも存在している。

また，カリフォルニア州では，CSWEのスタンダードに準拠しつつ，州の独自の項目も加えた養成基準を定めている。同州の「教育職員資格認定委員会」が定めるSSWの学位要件はMSWではないものの，修士課程相当の養成課程（“post baccalaureate degree study”）において45単位を取得することが必要であり，実質的には修士課程レベルの養成と同等の要件を定めている。ただし，最終的にSSWを雇用するのは学区であるため，学区は州の枠組みの中で独自に雇用のための条件や資格要件を設定しうる。本稿で確認してきたSFUSD及びLAUSDは，いずれもMSWを資格要件としていた。

同州のスクールソーシャルワーカーの養成スタンダードは，修士課程レベルの養成プログラムにおいて，教育機関での実習を含め1000時間以上の実習を行うこととされており，CSWEが策定しているスタンダードよりも厳格なものを採用している。他方でカリフォルニア州の教員養成は，学部段階で600時間以上の実習を含む養成課程を経て「予備免許状」を授与し，5年の間に「正規免許状」への更新が必要な制度となっている^{注2}。このように，カリフォルニア州のSSWは，教員と比較すると，学位の面でも養成課程における要件の面でも，より厳し

い条件が課されていると考えられる^{注3}。

本稿は，SSW養成・配置の基礎的な整理・分析を行うものであり，養成課程のスタンダードや期待される能力について確認することはできたが，大学等の養成課程の科目の詳細やSSW養成プログラムにおける実習等，養成課程の詳細な実態については十分調査できていない。大学の養成課程では，スクールソーシャルワーカーを専門として選択した際に必要な科目が設定されている場合もある。そのため，本稿において整理したSSW養成の基本枠組みを踏まえ，養成プログラムを提供している大学等の養成課程・科目に関する事例検討を行うことを，今後の課題としたい。

注1) ソーシャルワーカーの資格自体はジェネラルな資格であり，教育機関でソーシャルワーカーとして勤務するにあたって，教育領域に関する学修が追加で必要となる場合がある。

注2) カリフォルニア州の教員資格システムは2段階に分かれる。第1段階では学士号及び教科領域での養成課程を修了していることを最低要件とし，5年間の予備資格を得る。第2段階では，予備資格の5年間の間に大学院等で追加の養成プログラムを受講したり，全米教職専門職基準委員会（National Board for Professional Teaching Standards）からの認定を受けたりすることで，正式な教員資格を得ることになる。

注3) 日本の教員の实習時間の基準は120時間（3週間）または80時間（2週間），社会福祉士は240時間（旧カリキュラムでは180時間），精神保健福祉士は210時間であるから，米国のいずれの専門職についても，日本と比較して非常に長い実習時間を要件にしているといえる。

引用文献・資料

- 1) 日本教育経営学会課題研究報告「日本型教育経営システムの有効性に関する研究：新たな学校像における教育の専門性（3）-「チームとしての学校」をめぐる改革事例に着目して-」『日本教育経営学会紀要』第61号，107-129頁（2019年）。
- 2) 半羽利美佳「スクールソーシャルワーカーの有用性に関する考察」、『武庫川女子大学紀要』第67号，52頁（2019年）。
- 3) 同上。
- 4) 平澤恵美「諸外国におけるソーシャルワークの動向」，

- 空閑浩人, 白澤政和, 和気純子 (編著) 『ソーシャルワークの基盤と専門職』, ミネルヴァ書房, 168-169頁 (2021年).
- 5) 川上富雄「アメリカ合衆国における「力量基盤」「成果重視」のソーシャルワーク実習: 我が国社会福祉士実習教育との比較を通じて」『駒澤大学文学部研究紀要』第76号, 93頁 (2018年).
 - 6) 同上.
 - 7) 同上, 98頁.
 - 8) Ann Marie Mumm and Lynn Bye, "Certification of School Social Workers and Curriculum Content of Programs Offering Training in School Social Work," *Children & Schools*, Volume 33, Issue 1, 17-23 (2011).
 - 9) Brandon Mitchell, Andy Frey, Michael S Kelly, "Certification and Professional Preparation of School Social Workers, School Psychologists, and School Counselors," *Children & Schools*, Volume 43, Issue 3, p.169-170 (2021).
 - 10) 小松明希子, 橋本明彦「アメリカ合衆国の公立学校における教育補助スタッフの配置状況」『Co-teaching スタッフや外部人材を生かした学校組織開発と教職員組織の在り方に関する総合的研究 (外国研究班) 最終報告書』, 国立教育政策研究所, 11-12頁 (2013年).
 - 11) Commission on Teacher Credentialing, *Pupil Personnel Services: School Social Work Preconditions, Program Standards, and Performance Expectations*, 2020, p.7-9.
 - 12) 2021-22 School Social Worker Pool(<https://careers.sfusd.edu/job/San-Francisco-2021-22-School-Social-Worker-Pool-CA-94102/704789500/>, 9月30日閲覧)
 - 13) Los Angeles Unified School District Federal and State Education Programs Branch, *2022-2023 SPSA Program and Budget Handbook*, p.42 (2022).

参考文献

- ・ CSWE, *Educational Policy and Accreditation Standards for Baccalaureate and Master's Social Work Programs* (2022).

[付記]

本稿は JSPS 科研費20H01626の助成による研究成果の一部である。